

回覧

No.88

消費生活情報誌

かいじ号



9月は「食の安全・安心推進月間」です。

食は私たちが生活していくうえで欠かすことのできないものです。

この機会に食生活や食の安全・安心について考えてみてください。

また、食品関係者の皆さんも安全性を再確認していただき、安全で安心できる食品の提供に心がけてください。

なお、「食品安全110番」で、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

食品安全110番

食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けています。

電話 055-223-1638

受付時間 午前8時30分～午後5時(平日)



「やまなし食の安全・食育推進大会」

参加者
募集

9月の「食の安全・安心推進月間」にあわせ、関係者が相互の役割を認識し、連携協力しながら一体となって、食の安全・安心確保対策や食育の円滑な推進を図っていくため、「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催します。



日	時	9月12日(金)午後1時30分～4時30分
場	所	かいてらす(山梨県地場産業センター)大ホール (甲府市東光寺三丁目13-25)
内	容	やまなし食の安全・食育優良団体表彰 講演会 演題 「食の安全」情報を見極める 講師 科学ライター 松永和紀(まつながわき)氏 優良団体の事例発表 食の安全・食育に関するパネル展示
問合わせ先		
山梨県 食の安全・食育推進室 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587		

毎月19日は、「食育の日」です!

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

家族そろって食事をとる機会をつくり、家族で「食」の大切さについて考えてみましょう。



平成19年度の消費生活相談状況～消費生活相談の件数は6,017件～

平成19年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は6,017件で、平成18年度に比べて1,046件(14.8%)減少した。これは、平成17年度以降、架空請求(特にハガキによる架空請求)に関する相談が減少していることが大きな要因となっている。

相談の内訳は、苦情相談が5,507件(全体の91.5%)で、問い合わせ(要望を含む)が510件であった。

苦情相談の概要

▶「他の運輸・通信」が最多に

品目別の苦情相談件数をみると、平成18年度の1位と2位が入れ替わり、「他の運輸・通信」(サイト情報料等の名目の架空請求やワンクリック詐欺など)が最多になり、次に「商品一般」(何の商品の料金名目かも特定できない架空請求など)の順となった。

▶架空請求の手口は多様化・巧妙化

ハガキや封書による架空請求は減少傾向にありますが、通販会社と法律事務所の連名文書や過去のDVD購入が刑事責任を負うといった文書で不安をあおる架空請求が現れるなど、手口は多様化・巧妙化している。

携帯電話の簡易メールを悪用した、サイト情報料等の名目の架空請求が急増したことにより、「他の運輸・通信」は全体ではわずかに増えた。

▶教室・講座や理美容に関する相談が大幅に増加

大手外国语教室の倒産の影響により、「教室・講座」に関する相談が平成18年度に比べて約1.7倍に増加した。また、割引チケットを販売していた県内の美容院が倒産した影響により、「理美容」に関する相談が平成18年度に比べて約1.4倍に増えた。

▶多重債務の解決は相談から

融資サービスに関する相談件数は、20歳代以上の各年代で多くなっている。県民生活センターでは、担当相談員による債務整理の方法などのアドバイスや弁護士相談で、多重債務問題の解決に向けた支援を行っていますので、早めにご相談ください。

▶女性が当事者の相談がやや多い

相談の当事者(契約当事者)の性別をみると、男性2,408件・女性2,624件で、やや女性が上回っている。購入形態別では、マルチ・マルチまがい取引は女性、電話勧誘販売は男性の割合が比較的高くなっている。

年代別のトラブルの特徴

契約当事者を年代別にみると、30歳代の割合が最も多く、続いて40歳代、20歳代の順で、20・30・40歳代で全体の6割を占めている。

60歳以上の高齢者層の割合は18.2%で、ハガキによる架空請求が50歳代以上を中心に減少したため、平成18年度に比べて5.6ポイント低下した。

▶購入形態別の特徴

高齢者を狙う悪質な訪問販売など

訪問販売とネガティブオプション(送りつけ商法【注文していない商品を一方的に送りつけ、代金をだまし取る悪質商法】)の相談件数は70歳以上が最も多く、電話勧誘販売も70歳以上が上位になっている。

若者を狙う悪質なマルチ商法…マルチ・マルチまがい取引の相談は20歳代が最多

▶自動車～20・30歳代～

特にネットオークションでの中古車購入に関わるトラブル(キズ・故障、契約解除、出品者の行方不明など)が多くなっている。

図1 受付相談件数の推移

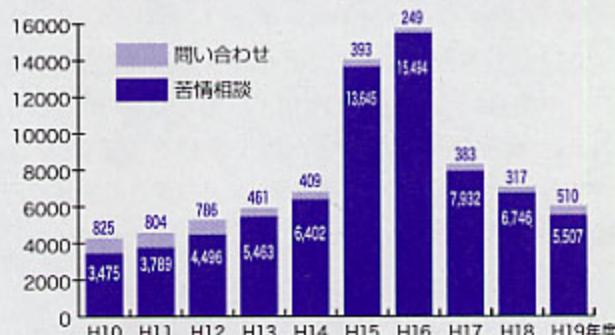
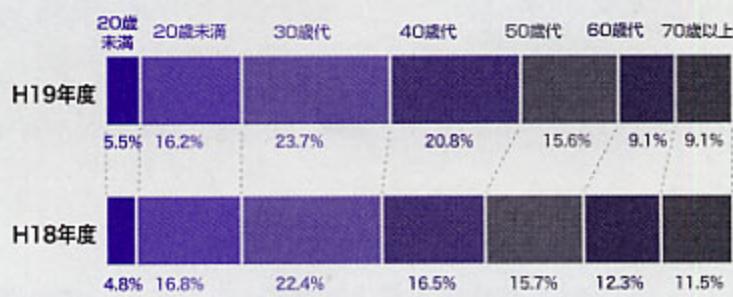


図2 契約当事者の年代別苦情相談の割合(不明分等を除く)



▶ 学習教材～30・40歳代～

FAXなどでの添削指導が付いた学習教材が、勧誘時の説明と違って、十分な指導が行われず、よくトラブルになっている。また、学習教材は、何年か分を一括契約することが多く、途中で子どもの学習意欲がなくなったり、代金の支払いが困難になったりすることもあり、中途解約でのトラブルになりやすい。

▶ 書籍・印刷物～50・60歳代及び70歳以上～

訪問販売による悪質な新聞勧誘や本・写真集・カレンダーの送りつけ商法に関する相談が多くなっている。

表1 苦情相談件数(上位10品目)

順位	品目	件数(前年度件数)	相談の多い年代			具体的な内容
			①	②	③	
1	他の運輸・通信	1,277件(1,268件)	30歳代 361件	20歳代 279件	40歳代 221件	ワンクリック詐欺 サイト情報料等の名目の架空請求
2	商品一般	944件(1,653件)	40歳代 232件	50歳代 226件	30歳代 205件	何の商品の料金名目かも特定できない架空請求 特定できない商品の送りつけ
3	融資サービス	720件(923件)	30歳代 169件	40歳代 151件	50歳代 105件	多重債務 ヤミ金融、融資保証金詐欺
4	自動車	128件(148件)	20歳代 35件	30歳代 27件	40歳代 19件	中古車購入、整備・修理、下取り
5	書籍・印刷物	124件(126件)	70歳以上 30件	50歳代 19件	60歳代 16件	書籍の送りつけ、新聞、紳士録
6	教室・講座	110件(65件)	20歳代 28件	30歳代 23件	40歳代 21件	外国語会話教室、資格講座、着付教室
7	レンタル・リース・貸借	95件(142件)	30歳代 21件	20歳代 19件	40歳代 12件	レンタルビデオ、電話機・FAXなどのリース
8	電報・電話	85件(114件)	40歳代 17件	70歳以上 13件	60歳代 10件	電話回線サービス、電話料金
9	学習教材	80件(122件)	40歳代 24件	30歳代 22件	20・50歳代 9件	学習指導付き学習教材、資格取得用教材
10	理美容	74件(53件)	20歳代 26件	30歳代 11件	40・50歳代 9件	エステティックサービス、美容院

表2 購入形態別・契約当事者の性別年代別の苦情相談件数(不明分等を除く)

	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい取引	電話勧誘販売	ネガティブオプション	その他無店舗販売
男性	602件	168件	1,042件	16件	183件	13件	10件
女性	587件	215件	1,103件	50件	142件	18件	25件
20歳未満	30件	5件	210件	0件	0件	2件	1件
20歳代	190件	45件	377件	19件	36件	0件	4件
30歳代	237件	43件	568件	7件	73件	2件	6件
40歳代	221件	54件	421件	15件	73件	4件	7件
50歳代	195件	50件	299件	11件	27件	4件	2件
60歳代	123件	52件	111件	4件	29件	5件	6件
70歳以上	83件	107件	78件	3件	63件	9件	6件

その他の相談状況

平成19年度中に県民生活センターには、消費生活相談のほか、家族問題・相続・損害賠償などの法律相談(2,770件)や、土地住宅相談(992件)・労働相談(202件)・交通事故相談(168件)など、多くの相談が寄せられました。(消費生活相談以外の相談電話:055-223-1366)

てんとう虫のマークが目印の 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」をご存じですか？

「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」って？

本県農業が環境にやさしい栽培を行い、安心・安全の農産物として消費者に信頼されていくよう、減化学農薬、減化学肥料栽培により生産された農産物を認証する制度です。

化学合成農薬と化学肥料をそれぞれ30%以上減らし、県内で栽培された農産物が認証の対象となります。

※マークには虫も生きできる環境などの意味があります。

どんな品目が対象になるの？

県内産の米、大豆、野菜、果実等で、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」が、農薬や肥料の使用基準を策定した36品目が対象になります。(H20.3現在)

認証はどのように行われるの？

農産物の認証は、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」に登録されている「認証機関」(県内10のJA、NPO法人)が行います。認証機関が、農産物の出荷が開始される前に生産管理記録簿等により認証基準に適合するか否かを審査し、適合するときは認証するとともに、マークの使用を許可しています。

どんな農産物が認証され、販売されているの？

●基準を策定した品目のうち、現在、出荷されている環境農産物(16品目)

ほうれんそう、トマト、きゅうり、スイートコーン、カリフラワー、ブロッコリー、はくさい、だいこん、こまつな、シュンギク、チンゲンサイ、アスパラガス、なばな、サトイモ、タマネギ、水稻

●登録されている認証機関

梨北農業協同組合、こま野農業協同組合、中巨摩東部農業協同組合、北富士農業協同組合、美富士農業協同組合、

フルーツ山梨農業協同組合、笛吹農業協同組合、ふじかわ農業協同組合、甲府市農業協同組合

NPO法人おおつきエコピレッジ

「甲斐のこだわり環境農産物」への県民の皆様のご理解を!!

県では、安全で安心な農産物の供給を図るため、出荷品目の拡大や栽培面積の増加等制度の普及を進めています。消費者の皆さんにも生産者が意欲的に取り組んでいる本制度を知っていただき、購入の際の参考にしていただけることを期待しております。

販売状況写真 ▶ ▶ ▶

